日本脳炎の予防接種について

平成17～21年度の間に接種機会を逃した方々へ

日本脳炎の予防接種については、ワクチン接種に伴って重い病気になった事例があったことをきっかけに、平成17年度から21年度まで積極的な勧奨を控えてきました。

こうしたところ、新たなワクチンが開発され、現在は日本脳炎の予防接種を通常通り受けられるようになっています。

【積極的な勧奨の差し控えにより規定回数を受けられなかった方の接種方法】

接　種　歴	その後の接種方法
第１期を全く受けていない方	・６～28日の間隔をおいて２回、２回目接種から概ね１年後に３回目を接種 ・４回目は９歳以上で接種し、３回目との接種間隔は６日以上あける※
第１期初回接種のうち、１回のみ受けた方	・２回目と３回目を６日以上の間隔をあけて接種 ・４回目は９歳以上で接種し、３回目との接種間隔は６日以上あける※
第１期初回接種のうち、２回受けた方	・３回目を接種 ・４回目は９歳以上で接種し、３回目との接種間隔は６日以上あける※
第１期初回接種のうち、３回受けた方	・４回目を９歳以上で接種し、３回目との接種間隔は６日以上あける※

※接種可能とされていますが、第1期の接種を3回受けた人は、最後の接種から概ね5年以上の間隔をおいて接種することが望ましいとされています。

平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの方（特例対象者）は、当面の間の特例措置として、20歳未満（20歳の誕生日の前日まで）であれば、残りの接種回数が無料で接種できます。

前記の対象者の方で接種を希望される方は健康推進課（☎63・3801）まで。

どんな病気？

日本脳炎ウイルスの感染によって起こる中枢神経（脳や脊髄など）の疾患です。

ヒトからヒトへの感染はなく、ブタなどの動物の体内でウイルスが増殖した後、そのブタを刺した蚊（コガタアカイエカ：水田などに発生する蚊の一種）などがヒトを刺すことによって感染します。

東アジア・南アジアにかけて広く分布する病気です。

どんな症状？

ウイルスを持つ蚊に刺され、感染した後も症状なく経過する（不顕性感染）場合がほとんどですが、症状が出るものでは、６～16日間の潜伏期間後に、数日間の高熱、頭痛、嘔吐などで発病し、引き続き急激に、光への過敏症、意識障害（意識がなくなること）、けいれんなどの中枢神経系障害（脳の障害）を生じます。

（過去には、100人から1000人の感染者の中で１人が発病すると報告されています。）

大多数の方は、無症状に終わるのですが、脳炎を発症した場合20～40%が死亡に至る病気といわれており、幼少児や高齢者では死亡の危険は大きくなっています。

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」にご協力を

町では『第８期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画』（令和３年度～令和５年度）の策定に向けて、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施します。町内にお住まいの65歳以上の高齢者の生活状況や地域課題を把握するための調査です。身近な内容で答えやすく設けていますので、回答にご協力をお願いします。

※対象者

町内にお住まいの65歳以上の高齢者です。無作為抽出により約４００名の方々に調査依頼する予定です。

※調査方法

該当の方には、調査票を郵送させていただきます。回答いただいた調査票は同封の返信封筒へ入れて郵便ポストへ投函ください。

※調査期間

令和２年１月下旬から１ヶ月程度の予定です。

詳しくは、健康推進課（☎６３・３８０１）まで。

住民福祉課お知らせ

お問い合わせは、（☎63・3800）まで。

児童手当制度をご存知ですか？

●支給対象

０歳から15歳（中学校修了前）までのお子さまを養育されている方に支給されます。

お子さまが児童福祉施設等に入所されている場合、このお子さまのご両親は児童手当を受けることが出来ません（施設設置者が受給者となります）。

●支給月

原則として、毎年度の６月、10月、２月にそれぞれの前月分までの手当を支給します。

●支給額

区分	所得制限以下の場合（月額）	所得制限を超える場合（月額）
０～３歳未満	15,000円	5,000円（一律）
3歳～小学校修了前	第１子・第２子 10,000円 第３子以降 15,000円	
中学生	10,000円	

※児童の人数（第○子）は、18歳到達後の最初の３月31日までの間にある児童の中で数えます

●届出が必要なとき

・支給対象となるお子さまが増えた、もしくは減った
・受給者、もしくは養育しているお子さまの住所や氏名が変わった
・受給者が公務員になった、もしくは公務員でなくなった
・振込口座を変更した（受給者名義の口座に限ります）

人権相談・行政相談・心配ごと相談合同相談所開設のお知らせ

１月20日（月）、人権相談・行政相談・心配ごと相談の合同相談所を、日高町保健福祉総合センター２階会議室で午後１時から４時まで開設します。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご利用ください。

相談員は、社会福祉協議会会長・副会長、民生児童委員、人権擁護委員、行政相談委員の方々です。

詳しくは、日高町社会福祉協議会（☎６３・２７５１）まで。

行政相談